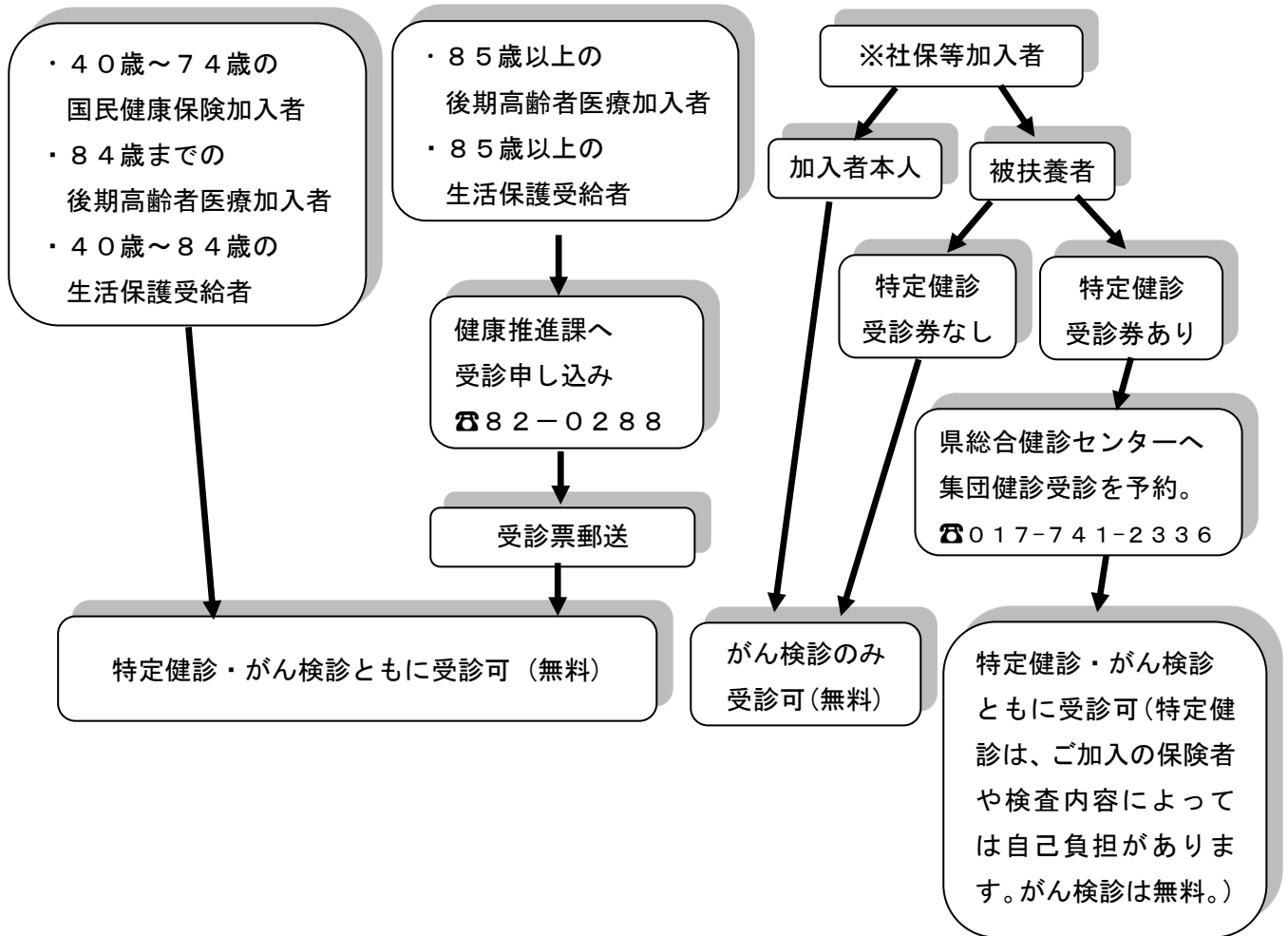


■受診の手続き等

国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者、生活保護受給者と社保等加入者では手続きが異なりますので、下記のフロー図を参考に受診してください。



※社保等とは深浦町国保、後期高齢者医療以外の医療保険

（協会けんぽ（旧政府管掌）、健康保険組合、共済組合、国保組合など）

※社会保険等の**被扶養者の方**は、医療保険者から発行される特定健康診査受診券がないと、町で行う特定健診と一緒に受診出来ません。受診券がお手元に届いていない方など、ご不明な点は各医療保険証の発行元へお問い合わせください。